

所得税に係る源泉徴収の対象とならない、宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合

参考：宗教法人の税務(P.7)および宗教法人の法律と税務(P.146)

### 宗教法人の庫裏等に無償で居住している場合

給与の支払者が役員や使用人に住宅等を無償又は低額の賃貸料で貸与した場合には、一定の算式により計算した賃貸料相当額と実際に徴収している賃貸料の額との差額がその役員や使用人に対する給与所得とされ、源泉徴収の対象とされます。



しかし、宗教法人の住職や宮司等が庫裏や社務所等に無償で居住している場合には、その庫裏や社務所等に居住することは、職務の遂行上やむを得ない必要に基づくものと認められますので、それが、通常、住職や宮司等が居住する家屋又は部屋として相当なものである限り、源泉徴収の対象とする必要はありません。

所得税法 9 条 1 項 6 号において、非課税所得につき規定されています。

また、同法施行令 21 条 4 号において、非課税所得につき政令で定めるものとして次のように規定されています。

「国家公務員宿舎法第十二条の規定により無料で宿舎の貸与をうけることによる利益その他給与所得を有する者でその職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するために家屋の貸与を受けることによる利益」

宗教法人の住職や職員等の場合、上記下線部分、その他給与所得を有する者で～に該当するため、不相当なものでなければ源泉徴収の対象にならないと考えられています。

この「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき貸与を受ける家屋等」については、所得税法基本通達 9-9 において次の記載があります。

「早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル・・・等の住み込みの使用人に対し提供した部屋」

この通達により宗教法人の住職や職員等が居住する庫裏や社務所等が不相当なものでなければ、非課税であるという考えが補完されています。

宗教法人の法律と税務に係る質問への回答の補足表記

→所得税法基本通達 9-9 まで記載をしていればわかりやすかったかもしれません。

ご指摘ありがとうございます。 みなと神戸税理士法人 高橋浩介